

第六次えひめ循環型社会推進計画策定事業委託業務仕様書

1 業務名

第六次えひめ循環型社会推進計画策定事業委託業務

2 目的

本業務は、国の循環型社会形成推進基本法や指針等、えひめ第五次循環型社会推進計画及び国連のSDGs（持続可能な開発目標）並びに愛媛県産業廃棄物実態等調査（令和7年度調査）、愛媛県家庭系・事業系食品ロス実態調査（令和7年度調査）等の結果を踏まえ、本県の廃棄物処理の現状や課題、減量化・リサイクルの目標や今後取り組むべき施策等を記載した「第六次えひめ循環型社会推進計画」を策定することにより、循環型社会の推進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和8年12月28日（月）まで

4 業務内容

本業務で策定する「第六次えひめ循環型社会推進計画」の内容は、以下の「目次」を参考とし、上記業務目的に加え、直近の経済状況及び環境施策、国や各地方公共団体の計画等を踏まえた効果的な計画策定を図る。

主な業務内容は、以下のとおりとする。

○計画期間は令和8年度～令和12年度までの5か年計画とすること。

○第六次えひめ循環型社会推進計画案を策定すること（愛媛県廃棄物処理計画）

※ただし、本計画を本県の「廃棄物行政の総合的な指針」として位置づけ、

- ・えひめプラスチック資源循環戦略
- ・愛媛県バイオマス活用推進計画
- ・愛媛県食品ロス削減推進計画

の個別計画を含めた体系的な構成とすること

○循環型社会構築に向け、「廃棄物の発生抑制」及び「再生利用の推進」など包括的な指標を設定のうえ、個別計画の指標を体系的に整理し設定すること

なお、各指標については、全国との比較並びに他県との相対的な位置付けを明確化するため、国の指標体系との整合を図ること

○同計画案策定に必要な調査、分析及び資料作成を実施すること

○えひめ循環型社会推進計画評価委員会及び愛媛県環境審議会等に要する資料を作成すること

【目次】

第1章 総論

第1節 計画策定の背景・趣旨

第2節 計画の位置付け

第3節 計画期間

第4節 計画の対象廃棄物

第2章 現状と課題

第1節 地域特性

第2節 廃棄物の現状

第3節 前計画の進捗状況

- 第4節 廃棄物における最近の課題
- 第5節 廃棄物の発生抑制に関する課題
- 第6節 廃棄物の再生利用に関する課題
- 第7節 廃棄物の適正処理に関する課題
- 第8節 廃棄物分野における温室効果ガス排出削減
- 第9節 災害廃棄物への対応
- 第3章 将来見込と目標
 - 第1節 予想される将来
 - 第2節 目標（目指すべき指標）
- 第4章 これからの循環型社会づくりへの取組み
 - 第1節 基本方針
 - 第2節 施策の体系
 - 第3節 取り組むべき施策（重点プログラム）
 - 第4節 各主体に期待される役割
 - 第5節 地域循環共生圏を踏まえた循環型社会づくり
- 第5章 えひめプラスチック資源循環戦略
 - 第1節 戦略策定の基本方針
 - 第2節 目標と重点戦略
 - 第3節 各主体の具体的な取組みと成果指標
- 第6章 愛媛県食品ロス削減推進計画
 - 第1節 愛媛県における食品ロス等の現状と課題
 - 第2節 目指すべき将来像と目標
 - 第3節 推進施策
 - 第4節 各主体の役割
 - 第5節 成果指標
- 第7章 バイオマス活用の推進に向けた取組み
 - 第1節 現状及び目標達成状況
 - 第2節 計画の方向性
 - 第3節 活用目標等
 - 第4節 計画の推進
- 第8章 推進体制と評価システム
- 巻末資料

【仕様】

A 4判 約150ページ（表紙・目次・裏表紙含む）

5 成果品

- (1) 第六次えひめ循環型社会推進計画（概要版）
 - 紙ベース 1,000部（フルカラー、紙・インク等はグリーン購入法適用品）
- (2) 第六次えひめ循環型社会推進計画（本編）
 - 紙ベース 250部（ 〃 ）
- (3) (1)・(2)の電子媒体
 - 次の条件で作成された2種類のファイルとする。
 - ①Windowsフォーマットで、Microsoft社製のWord、Excel、PowerPointで作成されたファイル
 - ②全ページのPDFファイル

6 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た内容を県の許可なしに他の調査に使用、又は公表、その他本業務の目的外に使用してはならない。

7 貸与資料

- (1) 受託者に対し、次の資料又はデータを貸与する。
 - ・愛媛県産業廃棄物実態等調査
 - ・一般廃棄物処理実態調査
 - ・愛媛県災害廃棄物処理計画
 - ・愛媛県家庭系・事業系食品ロス実態調査
 - ・その他県が保有する本業務実施のために必要な書類、関係資料
- (2) 受託者は資料等の貸与を受ける場合は、そのリスト等を作成し、県の承認を受けなければならない。また、貸与された資料は業務完了時に全て返却しなければならない。

8 成果の帰属

本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

9 その他

- (1) 本業務を実施に当たっては、廃棄物処理法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を統括する責任者を1名配置すること。
- (3) 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 業務実施期間中、県から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告しなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の実施に際し、仕様書に明記されていない事項であっても、計画策定に当って当然必要なものは受託者の責任において実施すること。ただし、事前に予知できない業務内容の変更又は当該業務以外の調査・計画等の必要が生じた場合は、その段階で委託者とその対応について協議するものとする。
- (6) 上記の内容の変更に必要な資料は受託者が作成する。
- (7) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (8) 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約期間満了後1年間とする。
- (9) 各業務に係る一切の経費は委託金額に含むものとする。
- (10) 本仕様書に疑義が生じた場合は、県と十分協議のうえ、遺漏のないよう業務を行うものとする。
- (11) 本業務は、県の検査合格をもって完了とする。

循環型社会形成に関する法律と計画の体系

